

所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書

所得税法第56条は、家長制度廃止により個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れる租税回避的な行為が横行することを防止する趣旨のもと制定された条項である。

しかし、法が制定された昭和25年当時と比べると、女性の社会的進出や家族観など社会通念も大きく変化した今日、伝統的な法解釈だけで合理的な判断を下すことが困難な時代背景となっている。

事業主の所得から控除される自家労賃は、配偶者の場合で86万円、家族で50万円だけであり、このわずかな控除額が家族従事者の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンも事業主名でないと組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなっている。

所得税法第57条では青色申告の特典として税務署長への届け出と認証の下で家族専従者の給与を必要経費に算入する事が認められているが、申告の仕方や課税する側の承認により1人の人間の働き分が認められたり、認められなかったりする税法は今の時代にそぐわない。

また、第72回（1974年6月3日）でもすでに「青色・白色を問わず店主・家族従事者の自家労賃を認め、完全給与制にすること」と全会一致で採択がされており、2016年には国連女性差別撤廃委員会が「女性の経済的独立を事実上妨げている」と日本政府に対し同法の見直しを勧告している。

国は男女共同参画や中小企業の事業継承を推進する方針を打ち出しているが、それらに逆行する同法がいまだ改善されていないのは大きな問題である。

現在、コロナ禍で多くの中小事業者が厳しい状況にある中で、家族従事者は疾病手当金の算定などでも不利な状況におかれている。

よって国におかれては、所得税法第56条を廃止し、家族従事者の賃金を必要経費として認められるよう、時代に即した概念の元に、国における抜本的な税制改正議論の中で見直しを図ることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年6月13日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣 各通

北海道河西郡中札内村議会 議長 中井 康雄